

平成30年度
包括外部監査の結果報告書

林業施策に関する財務事務の執行及び事業の管理

(概要版)

岐阜県包括外部監査人

公認会計士 豊田裕一

目 次

	頁
第 1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 外部監査の対象部署	2
5. 外部監査の対象期間	2
6. 外部監査の実施期間	2
7. 外部監査の方法	2
8. 外部監査の補助者	3
第 2 林業施策に関する概要	4
1. 林政部の組織図（平成 29 年 4 月 1 日現在）	4
2. 岐阜県における林業の状況	4
3. 岐阜県における林業行政の取組	5
4. 予算規模	6
5. 国における森林・林業の現状と課題	6
6. 森林経営管理制度	6
第 3 外部監査の結果－総括的事項－	8
1. 第 3 期岐阜県森林づくり基本計画について	8
2. 清流の国ぎふ森林・環境基金事業の評価について	8
3. 木材の利用チャネルの拡大のための取組について	10
4. 新たな森林経営管理システムに備えた体制の整備について	11
5. 岐阜県森林公社及び木曾三川水源造成公社の長期収支の継続的モニタリングについて	12
6. 地方自治体から国への積極的な施策等の発信について	13
7. 「SDGs」に関連付けた取組みの推進について	13
第 4 外部監査の結果－個別的事項－	14
I 林政課	14
1. 100 年の森林づくり計画策定事業について	14
2. 森林情報の管理について	15
3. 第 3 期岐阜県森林づくり基本計画について	16
II 森林研究所	16

1.	森林研究所の概要	16
2.	森林研究所の研究課題に対する評価について	16
3.	森林研究所庁舎警備業務委託について	17
III	森林文化アカデミー	17
1.	森林文化アカデミーの概要	17
2.	森林文化アカデミーの外部収入について	17
3.	宿泊施設の利用について	17
IV	恵みの森づくり推進課	18
1.	里山林整備事業及び森林地域外危険木除去事業について	18
2.	森と木と水の環境教育推進事業について	18
3.	上流域と下流域の交流事業について【参 考】	19
V	県産材流通課	20
1.	木材利用推進対策費について	20
2.	木材生産流通対策費について	20
3.	林業・木材産業改善資金貸付金について	21
VI	森林整備課	21
1.	森林整備事業について	21
2.	林業事業体の登録・評価制度の導入について	23
3.	林業事業体同士の交流の促進について	23
VII	治山課	23
1.	山地治山総合対策事業費について	23
VIII	公益社団法人岐阜県森林公社	24
1.	団体の概要	24
2.	長期収支試算について	24
3.	第VI期分収林計画について	26
4.	白山白川郷ホワイトロード維持補修委託業務について	26
5.	白山白川郷ホワイトロード経営改善計画について	26
6.	林業就業促進の取組について	27
7.	緑の青年就業準備給付金事業について	27
8.	オフセット・クレジット（J-VER 制度）の取組について	28
9.	林業就業促進資金貸付金について	28
10.	機関誌「森の息吹」の記載事項について【木曾三川水源造成公社と共通】	28
IX	公益社団法人木曾三川水源造成公社	29
1.	団体の概要	29
2.	長期収支試算について	29

3. 分収造林契約について	30
4. 木材販売について	30
5. 森林資産情報の注記について	31
6. 公益森林管理事業について	32

- ・ 報告書中の数値は、端数処理の関係で総額と内訳の合計とが一致していない場合がある。
- ・ 外部監査の結果のうち、違法又は不適切な疑いがあり、是正措置が必要と考える事項については（指 摘）として表記し、直ちに是正措置が必要とまでは考えないが、是正措置の検討が望まれる事項については（意 見）として表記している。

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

林業施策に関する財務事務の執行及び事業の管理

3. 事件（テーマ）を選定した理由

県の森林面積は、平成24年3月末現在約86.2万ha（全国第5位）で県土面積の81%（全国第2位）を占めており、全国でも有数の森林県である。この広大な森林に関する施策の総合的な推進を図るため、県は平成18年に制定した「岐阜県森林づくり基本条例」に基づき、「岐阜県森林づくり基本計画」を平成19年に策定しており、以後5年ごとに見直しを行い、現在は第3期（平成29年度～平成33年度）の基本計画期間中にある。

第2期基本計画の総合評価においては、林業経営を重視した「生きた森林づくり」と環境保全を重視した「恵みの森林づくり」の2つを柱とした取組を行ってきたが、前者では木材需要に応じた原木の供給体制や県産材の販路について、後者では森林・環境税を活用した水源林・里山林の整備や環境教育の広がり等について、課題が残されていることが認識された。

また、県の人工林が偏った齢級構成となっており持続可能な資源活用が困難となるおそれや、森林技術者等林業人材の不足など、次世代への継承の観点から新たな課題も認識されたことから、現行の第3期基本計画においては、「100年先の森林づくり」を新たな政策の柱とし、既存の柱の継続とともに取組を強化している。平成29年度最終予算（3月補正後予算）においても、林政部全体で約191億円の予算が計上されている。

このような事業環境を踏まえると、県の林業施策に係る財務事務の執行及び事業の管理の状況を具体的に把握し問題点を洗い出し、改善点を提示することは有意義であると判断し、平成30年度の監査テーマとして選定した。

4. 外部監査の対象部署

岐阜県林政部及び財政援助団体等

5. 外部監査の対象期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日

(ただし、必要に応じて過年度に遡り、また平成 30 年度分も対象にする。)

6. 外部監査の実施期間

自：平成 30 年 6 月 19 日 至：平成 31 年 3 月 19 日

7. 外部監査の方法

(1) 監査の主な要点

- ① 事務手続が関係する法令や条例等に準拠しているか（合規性）
- ② 第3期岐阜県森林づくり基本計画を推進するために効果のある事業が経済的・効率的に行われているか
- ③ 事業環境の変化に対応し、森林・林業・木材産業の持続的な開発・経営の確保のための取組がなされているか
- ④ 関連する財政援助団体における事業が県における事業と同様に適切に実施されているか
- ⑤ その他林業施策に係る事業が3E（経済性・効率性・有効性）の観点から適切に執行されているか

(2) 主な監査手続

- ① 関連書類一式を閲覧し、合规性の検証のための関連規則等との照合を実施した。
- ② 経済性・効率性等の検証のために、どのような事務処理や業務改善等がなされているかについて、担当部署に対してヒアリング及び関連書類の調査・分析等を行った。
- ③ 必要と考えた施設等の現場視察を行った。

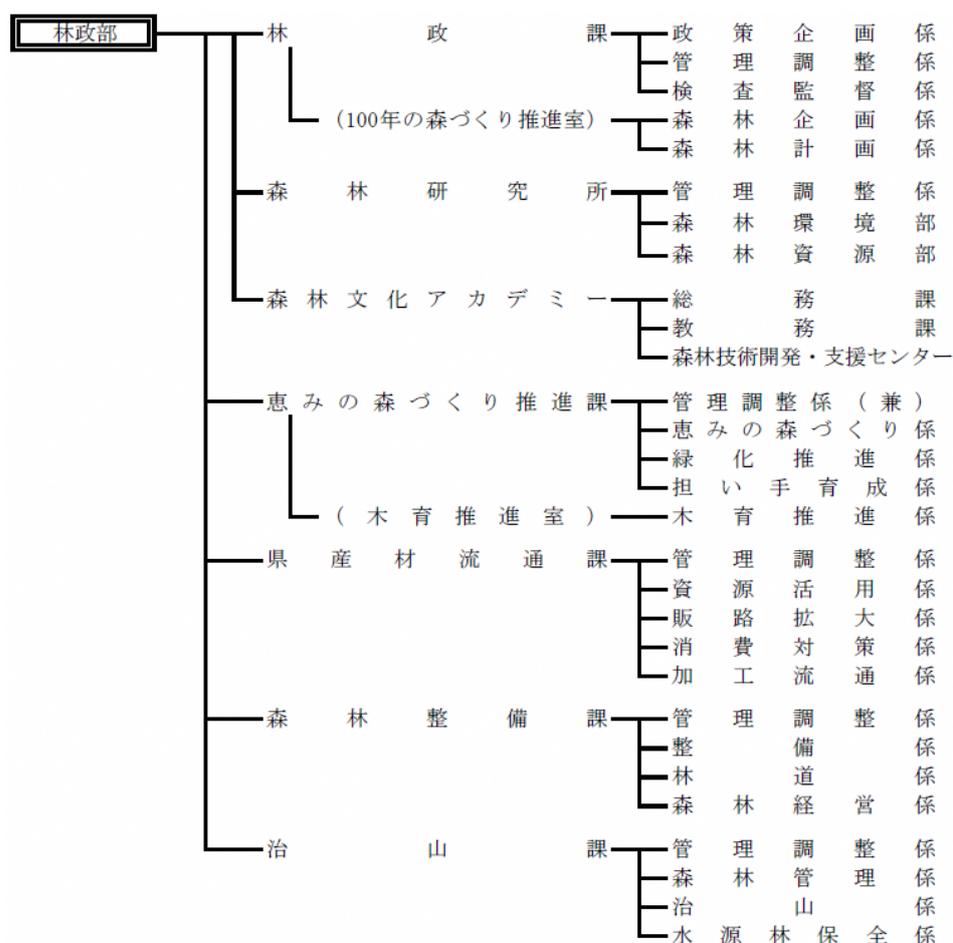
8. 外部監査の補助者

公認会計士 6名、弁護士1名

第2 林業施策に関する概要

県における林業施策の概要を以下に記載する。

1. 林政部の組織図（平成29年4月1日現在）



2. 岐阜県における林業の状況

(1) 岐阜県の森林資源の状況

岐阜県の森林面積は平成27年度末現在で863千haと県土面積の81.2%を占めている。内訳は、国有林が179千ha、民有林が684千haで民有林は県土面積の64.4%を占めている。全国に比べ民有林の割合が高く、民有林面積は平成23年度末現在で全国第4位である。

(2) 岐阜県の県土の保全の状況

保安林面積は平成 28 年度末で 422,584ha であり、そのうち民有保安林が 249,544ha、国有保安林が 173,040ha で、県土面積の 39.8%、森林面積の 49.0%を占めている。保安林の 64.7%は、水資源の確保に重要な役割を果たしている水源かん養保安林で、続く 32.6%が土砂流出防備保安林となっている。

(3) 岐阜県の林業経営の状況

平成 26 年度の林業産出額（林業粗生産額）は 85 億円（対前年度比 103.7%）、生産林業所得は 55 億円（対前年度比 96.5%）となっている。

(4) 岐阜県の木材生産・木材需要の状況

平成 27 年の素材の需要量は 434 千 m^3 で、前年より 20 千 m^3 減少した。このうち県内材の供給量は 348 千 m^3 で全体の 80.2%を占めている。

平成 27 年の素材の県内需要のうち製材用の割合が 60.0%と最も高くなっている。

(5) 岐阜県の林業労働力・林業機械の状況

林家（保有山林 1ha 以上）戸数は減少傾向にある。平成 17 年調査に比べ、平成 22 年の農家林家数は 957 戸（4%）減少、非農家林家数は 276 戸（2%）増加となっている。

平成 28 年度の森林技術者数は 930 人で、前年度（対前年度比 98%）に比べ減少している。

平成 27 年度の森林組合の作業班員は 459 人で、前年度に比べて 57 人減少している。

3. 岐阜県における林業行政の取組

(1) 岐阜県森林づくり基本条例

岐阜県では、県民のかけがえのない財産であり、大切な資源である森林を次世代に引き継いでいくため、県、市町村、県民等が一体となり社会全体で支える森林づくりを展開し、揺るぎない森林づくりを将来にわたって推進することにより、持続可能な森林づくりを実現していくため、「岐阜県森林づくり基本条例」（以下「条例」という。）を平成 18 年 3 月に制定し、平成 18 年 5 月 21 日より施行した。

(2) 第3期岐阜県森林づくり基本計画

「岐阜県森林づくり基本条例」（以下「条例」という。）に基づき、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林づくりの基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるもの（条例第12条第1項）。

(3) 清流の国ぎふ森林・環境基金事業

岐阜県の恵まれた自然環境を保全・再生し、森林や河川の持つ公益的機能をより高める取組みを早急、かつ、確実に進めるため、平成24年度に「清流の国ぎふ森林・環境税」が導入された。

4. 予算規模

平成29年度の森林・林業関係当初予算は191.9億円で、前年度に比べ13億円の減少（対前年度比93.6%）となっている。中でも、森林整備費は前年度に比べ14.2億円の減少（対前年度比74.8%）となっている。

5. 国における森林・林業の現状と課題

(1) 森林の現状と課題

我が国は世界有数の森林国であり、森林面積は国土面積の3分の2にあたる約2,500万ha（人工林は約1,000万ha）である。森林資源は人工林を中心に蓄積が毎年約7千万m³増加し、現在は約52億m³である。

人工林の半数が一般的な主伐期である50年生を超えており、資源を有効活用すると同時に、循環利用に向けて計画的に再造成することが必要である。

(2) 林業の現状と課題

我が国の林業産出額は、近年は約4,500億円前後で推移している。木材生産額と栽培きのこ類生産額はほぼ半々である。

6. 森林経営管理制度

(1) 制度制定の経緯

適切な経営管理が行われていない森林を、意欲と能力のある林業経営者に集積・集約するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が

行うことで、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ることとしている。

(2) 制度の概要

- ① 適切な経営管理が行われていない森林があることを踏まえ、森林所有者に適切な経営管理を行わなければならない責務があることを明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合、森林所有者の委託を受けて伐採等を実施するための権利（経営管理権）を市町村に設定
- ③ その上で市町村は、林業経営に適した森林を意欲と能力のある林業経営者に再委託し、伐採等を実施するための権利（経営管理実施権）を設定
- ④ 林業経営に適さない森林や意欲と能力のある林業経営者に委ねるまでの森林においては、市町村自らが経営管理

あわせて、所有者が不明で手入れ不足となっている森林の場合も市町村に経営管理権を設定し、経営管理を確保するための特例を措置している。

(3) 制度導入により期待される効果

森林を適切に管理し、地球温暖化防止や災害防止などに寄与するとともに、安定的に木材を供給し、付加価値をつけて有効に活用することとなり、林業を成長産業化し、雇用の創出や地域経済の活性化、ひいては地方創生の実現にも寄与することが期待される。

第3 外部監査の結果—総括的事項—

1. 第3期岐阜県森林づくり基本計画について

(1) 目標設定について（意見）

第3期岐阜県森林づくり基本計画（以下、「基本計画」という。）の達成に向けて、取組状況の進行管理のため、県では各年度において目標の達成状況が把握されている。

監査の結果、以下の項目について、①目標数値の設定の妥当性に課題のあるもの、②目標値未達であり、達成のための施策に課題のあるものが以下のとおり見受けられたため、今後の施策の修正及び目標値の修正を検討されたい。

① 目標数値の設定の妥当性に課題のあるもの

<第4 I 3. 参照>

平成29年度の実績値が共に平成33年度の目標値を上回っており、当初計画した施策を達成できたと考えられる。現時点で目標数値としての妥当性に課題があるため、目標値の上方修正を検討することが適切である。

② 目標値未達であり、達成のための施策に課題のあるもの

<第4 IV 1. 参照>

ア. 里山林整備面積（「生活保全林」含）(ha)

基準を設けて客観的に危険木を判定できるようにすることが望ましい。これにより、事業採択の精度が上がり事業費の圧縮ができることから、より多くの整備を可能とし、目標面積の達成にも寄与するものとする。

(2) 基本計画における関係団体との役割分担について（意見）

基本計画に掲げる目標は、県や市町村といった地方自治体の施策のみで達成できるものではないものがほとんどである。県内には様々な団体が林業施策と関連している。

多様な関係団体それぞれが主体的に取り組めるよう、団体が大きな役割を担う取組を中心に、各団体の役割の明示や、関係団体も参画した進行管理の実施について検討されたい。

2. 清流の国ぎふ森林・環境基金事業の評価について（意見）

<第4 IV 1. ~3. 参照>

清流の国ぎふ森林・環境税事業の評価については、県民からの意見の反映や事業過程の透明性を確保するため、外部有識者や県民の代表者等で構成される

第三者機関「清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会」を設置し、基金事業への意見や提案、事業実施後の評価を実施している。事業評価の実施スケジュール及び事業計画・事業評価、議事録、事業成果報告書についても、岐阜県公式ホームページ上で公表されている。

恵みの森づくり推進課においては、清流の国ぎふ森林・環境税事業推進事業として、上記「清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会」を運営するとともに、森林・環境税を活用した各種事業の概要や事業過程、達成状況などに関する県民理解推進のための広報PRを実施している。

今回の監査の結果、以下のように現行の事業運営の効率性や効果の観点で課題があると考えられる事業が見受けられた。

(1) 里山林整備事業及び森林地域外危険木除去事業

整備面積を目標指標に設定しているが、近年の事業費の約半分を危険木の除去が占めている状況にある。危険木に関する具体的な判断基準がないため、過度に危険木除去の申請が行われ事業が実施されている可能性がある。そのため何らかの基準を設けて客観的に危険木を判定できるようにすることが望ましい。

(2) 森と木と水の環境教育推進事業

事業が開始されて以降、木育教室は岐阜県下対象施設数の3割程度の施設で開催されたにとどまっている。実施施設の実数を増加させることで、より多くの子どもたちに「ぎふ木育」に触れる機会を提供することが適切と考える。

また、今後建築が予定されている木育の常設専用施設において来所者に対しぎふ木育の考え方を指導する立場の指導員である「ぎふ木育指導員」の木育イベントへの参加率も3割程度であり、養成した木育指導員を継続して効果的に活用できているとはいえない状況である。養成した木育の知識や意欲が低下しないよう、木育指導者の活用できる場の提供や活動実績を高めていくことが適切と考える。

(3) 上流域と下流域の交流事業【参考（環境生活部環境企画課の所管事業）】

実施回数を目標指標に設定しているが、最少催行人数未満でツアーが取りやめになることもあり、事業の効率性については判定できないため、参加率についても設定を検討することが望ましい。

また、平成29年度は他県の下流域の海の地域住民が上流域の森・里・川の自然環境について理解する機会が創出されていない。上下流交流ツアーの情

報頒布範囲や参加対象について今一度検討が望まれる。

清流の国ぎふ森林・環境基金事業は、年間約 12 億円が継続的に見込まれる森林・環境税を財源として、林政部やその他の各部にまたがり全庁で約 30 事業の様々な事業が実施されており、事業の有効性・効率性よりも事業の確実な執行に重点が置かれる可能性もあると考えられる。恵まれた自然環境を保全・再生し、森林や河川の持つ公益的機能をより高めることができるよう、第三者機関「清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会」において事業の効率性や有効性まで踏み込んだ評価がなされることが望ましい。当該基金事業全体を統括する林政部において、上記の観点での評価が継続的になされるようモニタリングを実施されたい。

3. 木材の利用チャネルの拡大のための取組について（意見）

＜第4 V 2. 参照＞

林業事業体の活性化の前提として、木材価格の改善が重要であることは共通認識となっており、そのために木材の利用チャネルの拡大が重要である。

県では、木質バイオマスへの支援、公共施設の木造化、木質化促進といった様々な施策を進めているが、より一層の利用先の拡大を図るため、以下について検討されたい。

（1）補助金の評価基準や交付要件の緩和、対象拡大の検討

県産材競争力強化・販路拡大支援事業補助金の事業計画書の評価基準について、提案内容の実現可能性を考慮しつつも中小規模の事業主体が排除されないような表現の検討が望まれる。

また、県産材の需要拡大を目的とする場合、消費者側により多くの選択肢が用意されていることが望ましいと考えられる。より多くの消費者の需要を呼び起こすため、要件緩和を検討されたい。

さらに、木質バイオマス利用施設導入促進事業費補助金についても、木質バイオマス発電対応設備についても対象に含めることにより、近年開発が進んでいる小規模木質バイオマス発電設備の普及を促進する可能性が高いため、対象拡大の検討の余地があると考えられる。

（2）外部の研究機関や民間企業との連携

岐阜県は、内部に森林研究所という研究機関を擁しているが、岐阜県の森林の独自性を活かした利用チャネルの開発のため、外部の研究機関や地域の民間企業と連携することも検討の余地があると考えられる。

4. 新たな森林経営管理システムに備えた体制の整備について（意見）

<第4 I 2. 参照>

平成31年度より森林経営管理法が施行され、新たな森林経営管理システムが開始することとなっている。このシステムは、農地における集約施策と基本的に同じ考え方に基づくもので、経営の意欲と能力のある林業経営者に、その意欲のない森林所有者が経営を委ねることを促して森林の施業の集約化を図り、効率的な経営により持続的な森林経営を確保するためのものである。

このシステムで中心的な役割を果たすのは市町村であり、県の役割は、国とともに市町村に対し、経営管理に必要な助言・指導、情報の提供等を行うことであり、具体的には、市町村職員向けの研修、高精度の森林情報の整備、森林技術者の確保・育成等に取り組むこととされている。

しかし、以下について課題があることが明らかとなった。

(1) 高精度の森林情報の整備について

森林簿に記載されている森林の小班数約140万件のうち、森林簿上所有者不明となっている森林の小班数が平成30年3月31日現在で16,302件存在する。所有者不明がある場合は、森林の施業集約化を阻害する面があるため、県は本来、計画的に森林簿の所有者不明の解消を図る必要がある。

一方、森林の所有者情報は、森林法の改正を受けて、平成31年4月より市町村が林地台帳により管理することとなっているため、二重行政解消の観点も踏まえ、県が管理する森林簿の所有者情報の取扱い等について、市町村と連携して検討することが適切である。県が有する森林簿の森林資源情報と、林地台帳の所有者情報を連携して活用するため、県は市町村と連携して、クラウド技術を活用した情報共有を推進することが望ましい。

また、農林事務所において、保安林の保全情報を管理するため保安林管理図を作成しているが、対象となる区域を手書きで修正・加筆して作成している。情報管理の効率化の観点から、保安林管理図の地番情報と連携できるように森林簿の地番情報を見直し、森林簿上に保安林情報を登録して情報の一元管理をできるようにすることが望まれる。

森林の施業集約化は、森林の多面的機能の発揮及び林業の成長産業化を図るための根幹となる施策であり、その推進に重要な役割を果たす森林情報を高精度かつ活用しやすいものとするため、その確実な整備を要望する。

(2) 森林技術者の確保・育成について

基本計画において、林業人材の確保・育成に関し、以下の課題が認識されている。

- ① 市町村の林務担当職員が少ない
- ② 戦後の経済成長期の社会環境とは条件が異なるため、主伐後の植栽・保育に係る人材育成や技術普及が進んでいない
- ③ 森林技術者数は年々減少しており、60歳以上の割合が高いのに対し30歳未満の割合が低い

このうち③については、就業支援により森林技術者数を増やすため、森林技術者数を目標の一つに設定している。しかし、平成29年度の実績は932人と、目標値の1,141人を大きく下回り、基準年（平成27年度）実績の947人をも下回った。平成30年度より「森のジョブステーションぎふ」を森林公社に設置し、無料職業紹介事業を開始している。

しかし、無料事業で双方の取組姿勢が低調な場合には中長期的な人材確保・育成に必ずしもつながらない可能性があると考えます。成功報酬制を導入した場合、経営が厳しい林業事業体が無料職業紹介所の活用に移行するおそれもある一方、林業事業体の活用姿勢にさらに真剣度が増すとともに、森のジョブステーションぎふの取組姿勢もさらなる改善が期待され、目的である就業の成立が増加することが想定される。よって、職業紹介事業における成功報酬制の導入について、上記のメリット及びデメリットの双方を考慮のうえで検討されたい。

5. 岐阜県森林公社及び木曾三川水源造成公社の長期収支の継続的モニタリングについて（意見）

<第4 VIII 2. ~3. 及びIX 2. 並びにIX 5. 参照>

岐阜県森林公社（以下「森林公社」という。）及び木曾三川水源造成公社（以下「三川公社」という。）では、ホームページで経営状況や長期収支試算を公表している。しかし、①両公社とも、分収割合の変更が100%達成される想定であり、また、②森林公社においては、平成28年度以降、長期収支試算そのものを見直していない。分収割合の変更の進捗率や木材価格等について、現状をできる限り反映すべきである。

今回の監査で、監査人が平成30年3月末現在の事業環境等を鑑み、より現実的な前提条件を設定して試算を行ったところ、公表されている試算結果より厳しく、多額の収支不足が見込まれることとなった。

両公社は「経営改善計画書」を策定し、これに基づき、積極的に支出の削減と収入の増加に取り組むほか、長期収支の試算も含め経営状況をホームページで公表しているが、現状の事業環境を踏まえると、予断を許さない状況であることが今回の試算で明らかになったものといえる。このように両公社を取り巻く環境は絶えず変化していることから、逐次、経営状況について

検証・公表を行っていく必要がある。

また、森林公社では、分収林計画を10年に一度しか見直さない。さらに、「林業公社会計基準」が平成23年3月に制定され、減損会計の概念も導入されており、より森林資産の情報開示の充実が要請されているが、三川公社においてすでに森林資産の回収見込額が帳簿価額の53%と減損処理の判断基準値に近づいている中で、算定の前提である分収割合が現状を踏まえられていない。これでは、自団体の財務状態の変化の把握が遅れ、対応の時期が遅れるリスクがある。

よって県は、少なくとも年度ごとの事業計画の開示や、森林資産の回収見込額の算定の精緻化等を指導するとともに、2団体の経営状況について、継続的にモニタリングを行っていく必要があると考える。

6. 地方自治体から国への積極的な施策等の発信について（意見）

<第4 VI 1. 及びVIII 7. 参照>

森林・林業・木材産業の状況は各地域で異なっているため、それに適合する施策もそれぞれ異なっていてしかるべきである。また、国の制度で現場の実情を考慮していないこともある。よって今後は、国の制度で実効性を高める取り組みの提案をボトムアップで発信していくことが、地方自治体に強く求められるものと考えられる。

例えば、現状では国の制度で主伐に対する補助金は認められていないが、岐阜県では現状の主伐のペースでは100年後に20歳級までの森林面積が全体の1割ほどになってしまうことが予想され、森林の多面的機能の重視、土砂災害防止機能の維持・強化の重要性を考慮するならば、主伐への補助の導入もインセンティブとして検討に値するものと考えられる。

また、緑の青年就業準備給付金について、国の実施要領及び業務取扱要領には支給額が上限に達しない場合の支給方法は特定されていないため、県と協議して均等支給しているが、成績に応じて給付金を支給するなど給付金の効果的な支給方法を県と協議し、国に対し制度への反映を働きかけることを検討することが望まれる。

7. 「SDGs」に関連づけた取り組みの推進について（意見）

<第4 III 2. 参照>

2015年9月に開かれた「国連持続可能な開発サミット」では、150を超える国連加盟国首脳に参加のもと、17のゴールと169のターゲットからなる「SDGs」(Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)が採択されている。

17の目標の中には「12: つくる責任・つかう責任」と「15: 陸の豊かさも守

ろう」という項目が含まれており、「森林資源の持続可能性」も重要なテーマの一つである。

そこで、県には SDGs に関連する県下の各主体（市町村、公社、森林組合、林業事業体などの関連団体）の自主的な取組をとりまとめて紹介するプラットフォームの設置を提案したい。

県内の各主体における森林の保護育成の機運を醸成することにより、森林に対する県民の関心が高められ、参画者の増加に資することが期待される。またそれにより、森林総合教育センター（仮称）などの関連施設整備費へのクラウドファンディングのような取組における賛同者の獲得につながるなど、施策の持続可能性の向上への寄与が期待される。

第 4 外部監査の結果—個別的事項—

I 林政課

1. 100 年の森林づくり計画策定事業について

① 「岐阜県森林づくり基本計画に基づく平成 29 年度施策の実施状況報告書」に記載された数値の誤りについて（指 摘）

実施状況報告書に記載の「策定した森林配置計画のうち、64.0%が市町村森林整備計画に反映されました。」における 64.0%という数値は「森林配置計画の策定状況（平成 29 年度末現在）」（以下、「策定状況」という。）を元に計算している。この数値は市町村から提出された数値であり、策定状況の市町村森林整備計画反映面積に 2 件の数値誤りが存在しており、正しい面積を基に計算した数値は 63.8%であった。

実施状況報告書は、岐阜県森林づくり基本条例第 12 条第 8 項の規定により、基本計画に基づく施策の実施状況について毎年度県議会に報告し、その結果を公表するために作成したものである。また、点検・評価の結果は、次年度の事業計画や予算に反映される。よって、市町村森林整備計画反映面積を確認する体制を整備し、実施状況報告書には正しい数値を記載する必要がある。

② 森林経営管理法に基づく調査結果の森林配置計画への反映について（意見）

森林配置計画を策定した市町村の大部分は、森林配置計画を市町村森林整備計画に反映している。しかし、市町村が経営管理意向調査を行い、経営管

理権集積計画を定める中で、森林の状態をより詳細に把握できる可能性がある。その場合には、策定した森林配置計画を変更し、市町村森林整備計画も変更するように岐阜県から市町村に要請することが適切と考える。

2. 森林情報の管理について

① 所有者不明となっている森林簿データについて（指 摘）

森林 GIS データの更新作業は、年間を通して実施されているが、地域森林計画を策定する森林計画区の林地異動及び伐採情報に基づく森林情報の更新を優先するため、その他の森林計画区の一部の所有者情報において確認と反映がされていない。所有者情報の変更を森林 GIS データに反映できなかった場合には、森林簿では所有者不明となる。森林簿に記載されている森林の小班数は約 140 万件であり、平成 30 年 3 月 31 日現在で、森林簿上所有者不明となっている森林の小班数は 16,302 件存在する。

森林の施業や保護が行われていない森林の経営を受託しようとする森林組合や林業事業体等は、県より貸与された森林簿情報を参考に受委託契約の拡大を図るが、所有者不明がある場合は、登記簿情報等の確認等で時間を要することとなり、森林の施業集約化を阻害する面がある。そのため、県は本来、計画的に森林簿の所有者不明の解消を図る必要がある。

② 市町村の林地台帳と森林簿の連携について（意 見）

一方、森林の所有者情報は、森林法の改正を受けて、平成 31 年 4 月より市町村が林地台帳により管理することとなっている。

県が有する森林簿の森林資源情報と、林地台帳の所有者情報を連携して活用することが重要である。よって、森林の施業集約化を促進するため、県は市町村と連携して、クラウド技術を活用した情報共有を推進することが望ましい。

③ 保安林管理図と森林簿の連携について（意 見）

農林事務所において、保安林の保全情報を管理するため保安林管理図を作成している。

一方で岐阜県では森林簿システムを導入している。森林簿上に保安林管理図の情報を登録できれば情報の一元化ができ、保安林情報管理の効率化に資することになる。しかし保安林管理図は登記簿謄本の情報に基づいて記録しているが、森林簿は土地所有者からの聞き取り等の情報に基づいて記録しているため、地番情報が整合しないことがある。

そのため、保安林管理図の地番情報と連携できるように森林簿の地番情報を見直し、森林簿上に保安林情報を登録して情報の一元管理をできるようにすることが望ましい。

3. 第3期岐阜県森林づくり基本計画について

① 第3期岐阜県森林づくり基本計画の目標値の修正について（意見）

平成29年度及び平成30年度の実績値が共に平成33年度の目標値を上回った場合には、当初計画した施策を達成できたと考えられる。その場合には当初の施策を継続するよりも、現状に合わせて施策を修正した方が有用な場合がある。したがって、平成29年度及び平成30年度の実績値が共に平成33年度の目標値を上回った件名については、平成31年度に施策の修正及び目標値の修正を検討することが適切と考える。

II 森林研究所

1. 森林研究所の概要

森林・林業に関する県民の要望に沿った技術開発や調査研究及び技術指導を行うほか、企業からの受託研究を行い、森林環境・生態系の科学的な解明、森林管理技術の解明、森林資源の高度な利用技術の開発し、研究成果により、森林・林産物を通じ、安全で快適な県民生活や産業に貢献する。

2. 森林研究所の研究課題に対する評価について

① 森林研究所の研究結果に対する事後評価について（指摘）

平成27年度終了のプロジェクト研究課題（高品質菌床シイタケの安定生産技術の開発）及び重点研究課題（ナラ枯れ被害木のバイオマス利用と低コストな予防法による防除技術の開発）について林政部長は事後評価を行う必要があったが、当該評価を行っていなかった。

研究成果を確認するために事後評価を実施することは重要である。プロジェクト研究課題及び重点研究課題について、林政課担当者が網羅的に森林研究所から研究結果資料等を受領したことを確認する内部統制、及び林政部長による事後評価が適切に行われたかを確認する内部統制を整備する必要がある。

3. 森林研究所庁舎警備業務委託について

① 森林研究所庁舎警備業務委託の長期継続契約について（指 摘）

森林研究所庁舎警備業務は随意契約を採用しており、その結果、森林研究所を執行機関として岐阜県は平成元年から同じ業者と契約している。

森林研究所庁舎警備業務に係る仕様書には岐阜県が委託する業務として防犯サービス及び火災監視サービスが記載されている。これは岐阜県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第2項に該当するものである。したがって、森林研究所庁舎警備業務委託の長期継続契約を検討する必要がある。

Ⅲ 森林文化アカデミー

1. 森林文化アカデミーの概要

森林・林業・林産業とその関連産業分野で活躍する人材を育てる県立の専修学校である。

2. 森林文化アカデミーの外部収入について

① クラウドファンディングの利用について（意 見）

クラウドファンディングとは、群衆（Crowd）と資金調達（Funding）という言葉を組み合わせた造語で、インターネットを通じて不特定多数の人に資金提供を呼びかけ、趣旨に賛同した人から資金を集める方法である。

森林総合教育センター（仮称）及び白山白川郷ホワイトロード改良維持補修事業に対する支出を削減すると共に、上記施設の知名度を上げること及び上記施設の利用者を増やすため、クラウドファンディングの利用を検討することが適切と考える。

3. 宿泊施設の利用について

① 宿泊施設を利用した林業体験宿泊について（意 見）

森のコテージの部屋が全く利用されていない日が173日間（47.4%）あり、利用が6部屋以下の日は268日間（73.5%）ある。宿泊を伴う講習や研修は毎日実施されているわけでは無いため、森のコテージの稼働率は低い。

そこで、講習及び研修が行われていない日に林業体験宿泊を行えば、稼働

率を上げることができる。この林業体験宿泊の目的は、林業の認知度を上げて、林業就業人口の増加に繋げることである。今後、森のコテージを利用した林業体験宿泊の実施を検討することが望まれる。

IV 恵みの森づくり推進課

1. 里山林整備事業及び森林地域外危険木除去事業について

① 危険木除去に関する客観的基準の設定について（意見）

危険木の除去は、該当木の立地条件等に左右され、除去に当たって特殊な機械や技能が必要となる可能性があり、現場ごとに整備条件が異なる。このため危険木の事業費算定は1ha当たりの作業単価を計算基礎とした補助上限を設定することが難しく、必要経費の積み上げ計算に基づいて算定されることから、事業費が高くなる傾向にある。

危険木に関する具体的な判断基準がなく、主観的に「危険」とであると判断される場合でありかつ対象森林に該当すれば危険木の除去事業に該当し、採択される可能性があるため、過度に危険木除去の申請が行われ事業が実施されている可能性がある。

そのため何らかの基準を設けて客観的に危険木を判定できるようにすることが望ましい。これにより、事業採択の精度が上がり事業費の圧縮ができることから、より多くの整備を可能とし、目標面積の達成にも寄与するものとする。

2. 森と木と水の環境教育推進事業について

① 目標値の表現について（意見）

「清流の国ぎふ森林・環境基金事業成果報告書(平成29年度)」における実績値1,069人は新規実施施設における参加者数に限定して集計した人数であり、平成29年度事業の実施状況及び資料編の参加人数の合計値7,945人とはつながっていない。

このため、平成29年度事業の実施状況の集計表において、参加人数の内数として平成29年度の新規実施施設での参加人数を明示するとともに、目標値が新規実施施設における参加者であることを明示することが適切である。

② 木育教室の水平的広がりの推進について(意見)

森と木と水の環境教育推進事業が開始されて以降、実施された開催施設実数は岐阜県下対象施設数の 31.1% (=174 施設/559 施設) であり、3 割程度の施設で木育教室が開催されてきているにとどまっている。実施施設の実数を増加させることで、より多くの子どもたちに「ぎふ木育」に触れる機会を提供することが適切と考える。

③ ぎふ木育教室指導員について(意見)

木育指導員養成講座を修了した後、個々の木育指導員の活動については、木育の常設専用施設の建築が予定より遅延している影響もあり、現状の活動実績は年数回行われる木育キャラバンとのイベントでのサポート程度に限られている。

木育指導員養成講座を修了した後、木育の常設専用施設での営業が開始されるまでの間、養成した木育の知識や意欲が低下しないよう、木育指導者の活用できる場の提供や活動実績を高めていくことが適切と考える。

3. 上流域と下流域の交流事業について【参考】

① 上下流交流ツアーの目標値について

目標指標を実施回数のみにしてしまうとツアーの設定回数を多くすることで実現ツアー回数を引上げることができるため、事業の効率性については判定できない指標となる。

一方で、ツアーの実施回数については、自然環境保全に関する意識を向上させる機会をどれだけ提供できたかを示す指標として適切であるため、実施回数を目標指標から外すことには問題がある。

このため、環境事業の効率性を示すため、ツアーの実施回数の目標値のほか、事業の評価指標として参加率について検討することが望ましい。

② 上下流交流ツアーの情報頒布範囲及び参加対象について

当初は、県内外関係なく他県からも参加者を積極的に受入れてきていたが、近年は、県内からの参加が大半を占めるようになったことがうかがえる。これは、平成 28 年度以前は他県から上流域を訪問するコースを設定していたが、平成 29 年度から発着地を県内に限定したことも影響していると推測される。

上下流交流ツアーについて、海を含む広範囲の上下流域をコースに含め、森林の持つエネルギー循環の理解が十分に促されるような効果的な事業と

なるよう、上下流交流ツアーの情報頒布範囲や参加対象について今一度事業内容を検討し、事業の効率性や効果を高めることが望ましい。

V 県産材流通課

1. 木材利用推進対策費について

① 県産材競争力強化・販路拡大支援事業費補助金の評価基準及び募集要項の記載について（意見）

過去に当該事業の補助対象となった事業主体には、比較的大規模な事業主体が多く、中には上場会社も含まれている。補助金により各事業を支援する目的からすれば、中小規模の事業主体についても補助対象者に含めることが望ましいと考えられる。

そのため、事業計画書の評価基準については、提案内容の実現可能性を考慮しつつも中小規模の事業主体が排除されないような表現を検討するとともに、事業主体からの質問に対する回答時には、県の意図が正確に伝わるように説明することが望ましい。

また、評価基準に基づく審査は、各項目を総合的に評価することで行われることも募集要項等で明示することを検討されたい。

2. 木材生産流通対策費について

① ぎふの木で内装木質化支援事業費補助金の要件緩和について（意見）

県産材の需要拡大を目的とする場合、消費者側により多くの選択肢が用意されていることが望ましいと考えられるため、構造用木材については支援事業費補助金の要件を満たさなくても内装木質化支援事業の対象となることが可能である方が、より多くの県産材利用機会を創出できるのではないか。また、県外に新築又は改修する場合であっても、内装木質化支援事業の対象となるのであれば、より多くの消費者の需要を呼び起こすことができると考えられる。

そのため、内装木質化支援事業の対象について、補助金交付対象者等の要件を緩和することを検討されたい。

② 木質バイオマス利用施設導入促進事業費補助金の対象事業拡大について（意見）

現在、木質バイオマス利用施設導入促進事業費補助金の対象事業は、県内

の森林から生産された木材を原料として加工・製造された木質燃料を使用することを前提として、木質資源利用ボイラー、木質ペレットストーブ、薪ストーブ等の導入が想定されている。

これまでの交付実績によると、平成 28 年度に高山市の木質ペレットガス化熱電併給施設の整備費に当該補助金を交付しているが、交付要綱等では明示されていない。そのため、木質バイオマスエネルギーの利用促進を図る趣旨から、木質バイオマス発電対応設備についても、その対象に含めることを明確に定めることを提案したい。

3. 林業・木材産業改善資金貸付金について

① 林業・木材産業改善資金貸付金の滞納時の手続の未整備について（指 摘）

平成 30 年 3 月 31 日現在における林業・木材産業改善資金貸付金の件数は 8 件、残高は 140 百万円ある。そのうち 3 件、44 百万円について償還の滞納が発生している。

償還が滞納された場合における対応方法については、県全体では「貸付金管理ガイドライン」が定められているものの、当該制度に係るルールとしては詳細な要領ないし手順が整備されていない。

そのため、償還金が滞納された場合の対応を要領等に定め、かつ、滞納されている償還金の状況を定期的に把握する必要がある。

② 林業・木材産業改善資金貸付金の回収方法について（意 見）

林業・木材産業改善資金貸付金に係る未収金の回収業務について、専門的な知識や経験等を有する債権回収業者に委託することで、効率的な未収金の回収を図ることを提案したい。

これにより、適切かつ効率的な債権回収が図られるとともに、県産材流通課職員の負担も軽減されることが期待できる。

VI 森林整備課

1. 森林整備事業について

① 森林整備事業の補助金対象について（意 見）

森林施業では、間伐等を中心とした作業が補助金の対象となっている。一方で主伐は、補助金の対象となっていない。補助金の対象となっていない主伐を行っている業者は少なく平成 29 年度における岐阜県の主伐面積は

683.88haである。この数値が仮に100年続くとすると約6.8万haしか主伐がなされないことになる。森林面積で考えると岐阜県の民有林かつ人工林の6割である約18万haが本格的な利用期を迎えており、このまま100年推移すると20歳級までの森林面積は、全体の1割ほどになってしまうとのことである。「100年先の森林づくり」の人工林における適切な林齢構成という目標達成は困難といえる。

林業事業者が主伐についても積極的に取り組むことができる環境を整備することが重要である。そのため主伐に対して補助金を出すことができるように、取組まれることを検討されたい。

② 小坂町森林組合等における補助金の不適正受給について（意見）

森林整備課が、小坂町森林組合の平成25年度から平成28年度の森林整備事業等において不適正な申請121件、返還対象額58,466千円（うち国費32,799千円）を確認した。この事案を踏まえ森林整備課では、県内すべての林業事業者が平成24年度から平成28年度に行った補助金申請の調査を行い、錯誤による申請31件、返還対象額11,813千円（うち国費8,274千円）を確認した。今回の不正では補助金の対象要件を満たしていないにもかかわらず、岐阜県の審査を通過している。つまり必要事項に関して審査が不十分であったといえるため審査内容が補助金の要件に沿っているか見直しの検討をされたい。また全国的にも同等の不正受給の案件があるため、他県で起きた事案について分析し、岐阜県でも同等の内容が発生していないか審査の内容に反映することを検討されたい。

③ 森林整備事業の審査資料の保管について（意見）

監査人が該当する補助金に関する書類を閲覧した際には、岐阜県森林整備事業審査要領に沿って業務が行われているのかという点が不明確であった。この点、審査要領に沿って行っているということであったが第三者が閲覧するだけでは判断がつかない状況であった。これを改善するためにも、補助金申請に関する審査における確認項目のチェックリストを作成し、その項目が書類上のどこで確認しているかが判断できるようなリファレンスを付ける必要があると判断した。

2. 林業事業体の登録・評価制度の導入について

① 林業事業体の登録・評価制度の導入について（意見）

岐阜県は林業事業体の登録・評価制度を導入していない。

林業事業体の登録・評価制度を導入することは各林業事業体に対して適切な刺激を与え、より高い評価を得られるように効率的な経営を目指すことになると考えられる。

岐阜県は森林面積が5番目に多い自治体であるからこそ、林業がより活性化するための施策を講じる必要と考えられる。よって岐阜県でも林業事業体の登録・評価制度を導入することを検討されたい。

3. 林業事業体同士の交流の促進について

① 林業事業体同士の交流の促進について（意見）

岐阜県の中でも林業が盛んな地域とそうでない地域に分かれ、地域によって技術的面や、主伐や再造林に対する意識についても差が生じてきている。そこで各林業事業体同士で人材交流として、1年間相互に出向者を出し受入れることがプラスの効果をもたらすものと考えられる。そのため林業事業体に対して岐阜県が人材交流の機運が高まるように、啓蒙するなどの活動を検討されたい。

Ⅶ 治山課

1. 山地治山総合対策事業費について

① 治山事業の内部管理用データの整備・活用について（意見）

県は、治山事業を効率的かつ効果的に推進する観点から、山地災害危険地区の調査範囲の状況や市町村の意向等の追加情報について、各現場の実態を踏まえ、治山事業の進捗管理や優先順位の判断等に活用できるような内部管理用データとして整備し活用することが適切と考える。また、上記データによる判断の精度を上げるためにも、現状で40%にとどまっている調査率を上げることが望ましい。

Ⅷ 公益社団法人岐阜県森林公社

1. 団体の概要

地球温暖化防止、水源かん養、県土の保全等森林の多面的機能を発揮する森林の整備・保全を図るとともに森林資源の育成を進め、あわせてこれらを担う人材の育成・確保の支援を図ることにより、もって地域経済の発展及び住民の安全で豊かな生活に寄与することを目的とする。

2. 長期収支試算について

① 長期収支の試算にあたり、分収割合の変更が100%達成したとみなしていることについて（意見）

分収割合の変更については、森林所有者への分収交付にも大きな影響を与える事項であり、森林所有者から契約変更拒否されたら分収割合を変更することはできない。分収割合の変更が100%達成される想定でシミュレーションを行うことは、画餅に帰することが容易に想像できる。

分収割合についても、現実的に達成可能なレベルでの契約変更率にとどまった状況でシミュレーションすることの方が中長期的な経営判断に資する情報となると考える。

なお、現状の分収割合の契約変更状況は以下のとおりである。

平成30年3月末までに 変更した件数・面積	平成30年3月末までに 変更した進捗率	平成30年8月末までに 変更した進捗率
578件	46%	54%
5,601ha	39%	46%

そこで、分収割合の変更契約について保守的に見積もり、少なくとも平成30年8月末現在、変更が達成されている契約面積に応じて46%達成した場合の長期収支を再試算した。

(単位：百万円)

区分	材価最安値 (c)	分収割合補正 (c')
収入計	256,700	256,700
支出計	252,214	253,276
収支見込額	4,486	3,423

以上より、仮に分収契約変更が平成30年8月末現在の進捗率のままであっても34億23百万円の黒字が見込まれる結果となった。

② 長期収支の試算にあたり、平成 23 年度から平成 27 年度の木材価格に基づいて算定されていることについて（意見）

長期収支試算は分収造林事業の見通しに大きく影響する変動因子の変動幅を考慮して、平成 27 年度に見直されているが、木材価格や金利、造材歩留まり等の要因に大きな変化がない限り長期収支試算の見直しは公表されない。一方で森林整備事業標準単価は毎年度変更されており、将来収支に与える影響も少なくないため、単価部分についての更新を毎年実施し、経営判断指標として利用することが望ましい。

そこで、単価を平成 29 年度までに置き換えた情報で再計算を実施した。

なお①で述べたとおり、分収割合についても分収契約変更が現在の進捗率であるとの前提で算定している。

（単位：百万円）

区分	材価最安値 (c)	単価補正 (c')
収入計	256,700	250,241
支出計	252,214	252,084
収支見込額	4,486	△1,842

以上のとおり、森林作業に係る標準単価の上昇傾向及び木材価格のさらなる低下傾向の影響を反映すると、マイナス 18 億 42 百万円と算定された。

③ 長期収支の試算にあたり、分収契約満了後の植栽費を見込んでいないことについて（意見）

長期収支試算上、主伐後に新植栽費は計上されていない。

岐阜県の植栽本数の標準は 1,000 本/ha 以上を想定しており、この密度を基準とするならば主伐の 5~10 年前に行われる収穫間伐時に、特に樹下植栽等を実施しなくとも、母樹を残した天然更新を促すことで、主伐期に 10 年生程度の若木が育った状態で返還できるとの主張に一定の合理性があるものと判断した。また、今後目指す森林の姿は針広混交林であるから、できる限り天然更新を促した方が目指す形の森林が形成されるものである。

ただし、新植栽を一定の規模で実施する必要はないにしろ、森林更新を促すための一部補植等の費用については一定の確率で生じうるため、今後、事業費として加算する必要が生じてくる点に留意されたい。

3. 第Ⅵ期分収林計画について

① 分収林計画における事業計画量の実績把握について（意見）

分収林計画の事業計画量は、次期分収林計画を策定する時期において見直しを行っているため、10年に1度しか見直しを行っていない。また実績の集計についても、次期分収林計画を策定する時期まで集計は行われないため、その結果、実績が計画と乖離している状況を把握できず対応が遅れているおそれがある。

事業計画量の実施率を即時に把握し必要な策を講じるために、実績について次期分収林計画を策定する時期に集計するのではなく、毎年集計することが望ましい。

4. 白山白川郷ホワイトロード維持補修委託業務について

① 長期継続契約について（意見）

森林公社では、「衛星非常用電話保守管理委託業務」及び「白山林道雨量観測機器管理委託業務」が長期継続契約の対象であるかどうかの検討を行っていない。

県は森林公社への補助金を財源とするその2業務について、業務の効率化及び経済的執行の観点から、長期継続契約を検討するよう森林公社に情報提供を行い、森林公社はこれを受けて、長期継続契約の締結を検討することが適切である。

5. 白山白川郷ホワイトロード経営改善計画について

① 白山白川郷ホワイトロード経営改善計画における利用料収入の見直しについて（意見）

平成29年度は利用台数66,000台、利用料収入46,378千円を想定していたが、平成29年度の実績は利用台数59,034台、利用料収入41,276千円であった。

平成27年度以降は利用台数及び利用料収入が共に減少しているが、経営改善計画では平成30年度以降の利用台数及び利用料収入が増加していく想定である。平成29年度及び平成30年度の実績を考慮し、経営改善に伴う収入金額を実現可能な計画に修正することを検討することが望ましい。

② 片道無料キャンペーンの実施について（意見）

石川県では、協賛宿泊施設に宿泊した人を対象に、白山白川郷ホワイトロード（以下、「ホワイトロード」という。）の片道無料キャンペーンを実施している。岐阜県でも協賛施設を募り、片道無料キャンペーンを実施すると、今までホワイトロードを利用していなかった人が、ホワイトロードを通り協賛施設に宿泊することが考えられる。また、片道無料キャンペーンが色々な媒体で取り上げられると、2県をまたがる全区間におけるサービスということで知名度が高まり、さらに利用料金が半額になったことが広まって利用者が増加し、ひいては県による無料分の補填を上回る経済効果が宿泊者の増加によりもたらされる可能性があると考えられる。

したがって、岐阜県でも協賛施設を募り、片道無料キャンペーンを実施し利用台数を増やすことを検討することが望ましい。

6. 林業就業促進の取組について

① 職業紹介事業への成功報酬制の導入の検討について（意見）

森のジョブステーションぎふを介して求人情報を出した林業事業体に就職が決まったら当該一般企業や森林組合から紹介料を受領するような仕組みを導入した場合、林業事業体の活用姿勢もさらに真剣度が増すことが想定されるとともに、森のジョブステーションぎふの取組み姿勢もさらなる改善が期待され、目的である就業の成立が増加することが想定される。一方、経営が厳しい林業事業体が無料の相談窓口であるハローワーク等に移行し事業の活用機会が減少するおそれもあると考えられる。

よって、職業紹介事業における成功報酬制の導入について、上記のメリット及びデメリットの双方を考慮のうえで検討されたい。

7. 緑の青年就業準備給付金事業について

① 緑の青年就業準備給付金の支給方法について（意見）

給付金を効果的に使うためには、均等に支給するのではなく、森林文化アカデミーでの成績に応じて当該給付金を支給する方法を採用することが考えられる。ただし、当該給付金制度は国の制度であるため、国の方針に則っていく必要はある。

したがって、成績に応じて給付金を支給する方法も含め給付金の効果的な支給方法を県と協議し、国に対し制度への反映を働きかけることを検討されたい。

8. オフセット・クレジット（J-VER 制度）の取組について

① オフセット・クレジット（J-VER）の販売について（意見）

平成 24 年度以降毎年販売実績があるものの、平成 29 年度時点で発行量 21,339 t-CO₂ に対し販売量は 425 t-CO₂ とその割合は約 2% であり、十分に販売が進んでいるとはいえない。

主な原因としては、価格競争の面で劣勢となっていることが考えられる。

これまでの取引相手との関係等から販売単価を安易に下げることが難しいようであるが、オフセット・クレジット（J-VER）は財政状態が厳しい森林公社にとって貴重な収入源である。よって、販売単価の弾力化も選択肢とすることを検討されたい。

9. 林業就業促進資金貸付金について

① 貸付金の算定誤りについて（指摘）

貸付金及び貸倒引当金の算定資料上で貸借対照表上の残高と照合できない状況であり、担当者でないと確認が容易でない状況であるため、別の者が算定資料をチェックできるようにして内部統制機能をもたせるよう、改善を図られたい。

また、貸倒引当金の算定上、延滞先に対する直近 4 年間の延滞金利息 829,714 円のみが引き当ての対象外となっているが、社内において明確な算定ルールがなく、この点の合理性について検討がなされた形跡もない。よって、貸倒引当金の算定ルールの明確化も図られたい。

10. 機関誌「森の息吹」の記載事項について【木曾三川水源造成公社と共通】

① 機関誌「森の息吹」の記載内容の深度化について（指摘）

森林整備方針が土地によって異なっていることについての解説は、今までなされていない。

森林整備方針に関する概要を知ることは契約者にとって重要であり、また経営改善計画書として一般に公表されている内容であるため森林公社側にとっても契約者に森林整備区分の概要を説明することに特段の弊害はないことから、森林整備方針が契約地ごと・造林地ごとに異なっている件について、機関誌「森の息吹」に掲載すべきである。

Ⅸ 公益社団法人木曾三川水源造成公社

1. 団体の概要

木曾三川の水源地域で木曾三川水源造成公社業務方法書に定める地域において造林、育林、森林の取得及びその他の森林整備に関する事業を推進して、水源のかん養、災害の防止、自然環境の保全等森林の有する多面的機能の持続的発揮を図り、産業経済の発展とともに住民の安全で豊かな生活に寄与することを目的とする。

2. 長期収支試算について

① 長期収支の試算にあたり、分収割合の変更が 100%達成したとみなしていることについて（意見）

分収割合の変更については、森林所有者への分収交付にも大きな影響を与える事項であり、森林所有者から契約変更拒否されたら分収割合を変更することはできない。分収割合の変更が 100%達成される想定でシミュレーションを行うことは、画餅に帰することが容易に想像できる。

分収割合についても、現実的に達成可能なレベルでの契約変更率にとどまった状況でシミュレーションすることの方が中長期的な経営判断に資する情報となると考えられる。

なお、平成 30 年 3 月末現在の分収割合の契約変更状況は以下のとおりである。

平成 30 年 3 月末までに同意を得た件数・面積(内契約済数)	進捗率
1,372 件 (1,229 件)	83% (74%)
6,864.40ha (5,847.17ha)	68% (58%)

そこで、分収割合の変更契約について保守的に見積もり、少なくとも平成 30 年 3 月末で変更の合意を得ている契約面積に応じて 68%達成した場合の長期収支を再試算した。

再試算の結果については以下のとおりであった。

区分	全体収支	S44~H28 年度(実績)	H29~H100 年度(計画)
収入計	151,207	52,223	98,984
支出計	155,720	52,193	103,528
差引収益	△4,514	30	△4,544

分収割合の変更の影響により仮に分収契約変更が平成 30 年 3 月末の変更割合のままである場合、分収交付金は 45 億 12 百万円増加し、長期収支は 45 億 14 百万円の赤字になった。

以上の結果から、分収割合の変更契約が現状のままの場合、長期収支に著しい影響を与えることが明確であることから、収穫期までの間の分収割合変更を可能な限り推し進めることに留意されたい。

② 長期収支の試算にあたり、分収契約満了後の植栽費を見込んでいないことについて（意見）

長期収支試算上、主伐後に新植栽費は計上されていない。

1,000 本/ha 以上の密度での森林更新は、主伐前の 5～10 年の収穫間伐以降、母樹を残しながら天然更新を促すために主伐(更新伐)時には 5～10 年生の若木がある状態での山林土地を森林所有者に返還できることから、新植栽費用を長期収支試算に加算するまでの規模では発生しないという主張に一定の合理性を認めた。

ただし、新植栽を一定の規模で実施する必要はないにしろ、森林更新を促すための一部補植等の費用については一定の確率で生じうるため、今後、事業費として加算する必要が生じてくる点に留意されたい。

3. 分収造林契約について

① 分収造林契約の変更について（意見）

三川公社では分収造林契約は 100 年に変更することを想定している。三川公社は平成 15 年から契約の変更作業を始めており監査人の往査時点で約 80%の変更が終了している。契約の終了年には、分収林を主伐した状態で森林所有者へ返還するが、残契約年数の間に森林所有者に再造林を自費で行うことに合意してもらう必要がある。又は、残契約期間で長伐期施業と同じように更新伐を繰り返すしかない。そのような点を考慮すれば実質的に契約変更業務に当てられる時間は限られているため、早急に契約変更できなかった場合の対応を検討されたい。

4. 木材販売について

① 木材販売について（意見）

三川公社では造林者に間伐や主伐の作業を委託している場合が多い。こ

の場合は、伐採した木材の販売先は、造林者が2箇所以上提案して比較し、最も有利な販売先を三川公社が決定している。監査人としては、一定量を供給する代わりに、木材の買取価格を一定にする契約を特定の事業者と結ぶことも考慮することが適切と考えられる。また近年では、事業体の枠を超えて連携し、海外需要家が要望する大ロット生産に対応している事例もみられる。多額の借入金を確実に返済するためにも販路を拡大する施策も検討された。

5. 森林資産情報の注記について

① 回収能力見込額の算出にあたり、分収割合の変更が100%達成したとみなしていることについて（指 摘）

三川公社は、将来の立木販売収入見込額を算出するに当たり、分収割合を一律8:2で計算しているが、現状森林所有者との分収割合変更手続の進捗率は平成30年3月末時点の約74%とすべての変更手続が完了しているわけではない。今後も森林所有者への交渉を進めていくが森林所有者が不明であったり、森林所有者への説得が困難であったりと、現状ではすべての分収割合の変更が可能である見通しが立っていない。

平成29年度末時点で三川公社の森林資産の時価は帳簿価額の53%と、50%に迫ってきており、森林資産の減損処理の判断上、時価（回収能力見込額）の算定が重要となっている。

森林資産の回収能力見込額の算出をより精緻にするために、回収能力見込額の算出に当たり分収割合を一律に8:2にするのではなく、現状の個々の森林所有者との契約の割合にすることが必要である。

② 回収能力見込額算出における直接事業費及び分収交付金について（意見）

また三川公社では、回収能力見込額の算出に当たり、直接事業費及び分収交付金の発生時点を将来の立木販売収入の発生時点と同時点として割引計算しているが、実際の直接事業費及び分収交付金の発生時点は将来の立木販売収入の発生時点より前に生じる。

現状の算出方法では、直接事業費及び分収交付金が実際の発生時点よりも遅く発生していることになり割引計算上過小に計算され、その結果、より精緻に計算した場合よりも回収能力見込額が過大に算出されることとなる。

森林資産の減損処理の判断上、回収能力見込額をより精緻に算出することが適切と考える。

6. 公益森林管理事業について

① 水源林見学会の予算について（指 摘）

愛知県、岐阜県、三重県在住の小学生と保護者を対象に、平成 11 年度から毎年 1 回三川公社造林地で「水源林見学会」を実施している。

水源林見学会に関する直近 5 年間の収支を確認すると、平成 29 年度は黒字を確保しているものの、それまでの 4 年間は赤字が連続していた。

これまで啓発普及費が基本財産利息収入（管理基金からの利息）を上回っていたのは、啓発普及費の予算を、基本財産利息収入の金額の多寡を考慮せず過去に支出した金額を基準に決めており、そのため啓発普及費が基本財産利息収入を超え赤字が連続していたと考えられる。

今後当該見学会を持続可能なものにするために、予算を策定する際には啓発普及費が基本財産利息収入に見合うように計画する必要がある。